

北秋田市クリーンリサイクルセンターエネルギー回収推進施設等 長期包括的運転維持管理業務委託に係る発注支援業務

公募型プロポーザル実施要領

1 プロポーザルの目的

この要領は、平成30年4月から運転を予定している『北秋田市クリーンリサイクルセンターエネルギー回収推進施設等の長期包括的運転維持管理業務委託の発注支援業務』を委託するにあたり、受注実績のある民間事業者に対し、本業務に対する提案を求め、その内容、能力及び経済性を総合的に評価し、最も適切かつ円滑に本業務を実施できる者を選定できるよう、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）による手続きに関して必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務の名称

北秋田市クリーンリサイクルセンターエネルギー回収推進施設等長期包括的運転維持管理業務委託に係る発注支援業務

(2) 業務の内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約の日の翌日から平成29年3月30日

(4) 業務等の規模

本業務の委託料は 9,457 千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

(5) 委託契約

本プロポーザルにより選定された者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行う。

3 担当部局

〒018-3392 秋田県北秋田市花園町19番1号

北秋田市市民生活部生活課 環境係

電話 : 0186-62-1110

FAX : 0186-62-2880

E-mail : kankyo@city.kitaakita.akita.jp

4 参加資格要件

本提案への参加予定者は、以下の条件を全て満たすこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申出がなされていないこと。
- ③ 破産法（平成16年法律第75号）第19条の規定に基づく法人の破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- ④ 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年を経過しない者及び参加表明の日から前6月以内に手形もしくは小切手の不渡りがないこと。
- ⑤ 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその他団体の構成員等警察当局から排除要請を受けていない者であること。
- ⑥ 参加時点において、北秋田市建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱に規定する資格者名簿の建設コンサルタント（廃棄物）に登録されていること。
- ⑦ 公告の日から特定通知の日までの期間に北秋田市及び秋田県において指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑧ 過去10年間（平成18年4月1日から平成28年3月31日）に、地方公共団体が発注した同種又は類似業務のいずれかを元請として受託し、完了した実績を有していること。

【同種業務】 一般廃棄物処理施設の長期包括的運転維持管理業務に係る事業者選定等業務

【類似業務】 一般廃棄物処理施設の整備（工事）等に係る事業者選定等業務

一般廃棄物処理施設の整備に係る調査・計画業務

5 技術者要件

本業務においては、管理技術者、照査技術者をそれぞれ1名、担当技術者を1名以上配置することとし、配置予定技術者の要件は次のとおりとする。

- ① 管理技術者は、同種業務の実績を有するものであること。
- ② 管理技術者は、技術士【衛生工学部門（廃棄物管理）】の資格を有するものを1名配置すること。
- ③ 照査技術者は、技術士【衛生工学部門（廃棄物管理）】又は【RCCM（廃棄物部門）】の資格を有するものを1名配置すること。
- ④ 管理技術者は、照査技術者を兼ねることができない。

6 日程

プロポーザルによる選定における日程は次のとおりとする。(なお、日程は都合により変更する場合がある。)

項目	日程
公告日	平成28年7月 1日 (金)
質問受付期限	平成28年7月11日 (月)
質問に対する回答日	平成28年7月20日 (水)
参加表明等の提出期限	平成28年7月26日 (火)
参加資格審査結果の連絡	平成28年7月29日 (金)
技術提案書等の提出期限	平成28年8月12日 (金)
受託候補者の決定及び審査結果通知 (発送)	平成28年9月 6日 (火)

7 参加表明書等の提出

(1) 提出期限

平成28年 7月26日 (火) 午後5時 必着

(2) 提出場所

北秋田市市民生活部生活課 環境係

(3) 提出方法

持参、郵送(配達記録)又は宅配便とする。持参する場合は、土曜、日曜、国民の祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。郵送又は宅配便による提出は、提出期限までに届いたもののみ受け付ける。提出期限後に到着したものは受け付けない。

(4) 提出部数

3部

(5) 提出書類

- ア 参加表明書 (様式1)
- イ 企業概要 (様式2)
- ウ 業務実績表 (様式3)
- エ 業務実施体制表 (様式4)
- オ 配置予定管理技術者等の経歴 (様式5)

(6) 参加表明についての質問の受付及び回答

① 受付期限

平成28年7月11日 (月) 午後5時 必着

② 提出方法

質問書(別添)により作成し、電子メールで提出すること。

③ 回答日及び回答方法

平成28年7月20日(水)午後5時までに北秋田市ホームページに質疑応答の内容を掲載する。なお、質問への回答内容は、本実施要領の追加又は修正とみなす。

8 参加資格審査結果の連絡

参加資格の確認を行い、参加資格審査結果を電子メールにより平成28年7月29日(金)に連絡する。審査結果に関する問い合わせ、審査請求は受理しない。

9 技術提案書等の提出

(1) 技術提案書等の提出

- ① 提出期限 平成28年8月12日(金)午後5時 必着
- ② 提出場所 北秋田市市民生活部生活課 環境係
- ③ 提出方法 持参、郵送(配達記録)又は宅配便とする。持参する場合は、土曜、日曜、国民の祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。郵送又は宅配便による提出は、提出期限までに届いたもののみ受け付ける。提出期限後に到着したものは受け付けない。

(2) 提出書類及び提出部数

技術提案書、提案見積書、その他資料について、下表のとおり作成し提出すること。提出部数及び注意事項は、後段のとおりである。

提出書類	様式及び内容	部数
技術提案書	○技術提案書(表紙)(様式6) ・業務実施方針(様式7) A4版2枚以内 ・業務実施体制(様式8) A4版2枚以内 ・業務実施方法(様式9) A4版2枚以内 ・字体はMS明朝、文字サイズ11ポイント	正本 1部 副本 10部 電子データ 一式
提案見積書	○提案見積書(消費税等を含んだ金額を記載) ・見積内訳書(上記見積書の内訳) ・様式の指定はない。	1部

※ 電子データは、PDFで作成し、CD-Rで提出すること。

(3) 留意事項

- ・技術提案書の内容は、提案者が責任をもって必ず履行できる内容とすること。
- ・別添「仕様書」は必要最低限の要件を定めたものであるため、「仕様書」の内容を満たす代替提案については認めることとする。

- ・別添「仕様書」に記載のない事項であっても、提案者の判断により、本業務に必要であると思われる業務がある場合は、追加で提案できるものとする。ただし、これに係る経費については提出する提案見積書に含めるものとする。
- ・本市が追加資料の提出を依頼した場合は、速やかに提出すること。
- ・参加資格者によるプレゼンテーション及びヒアリングによる審査は行わない。
- ・本市の基本的な諸計画を踏まえた提案内容とし、各種計画については担当課に申し出ること。

10 技術提案書を特定するための審査・選定

技術提案書を特定するための審査は、参加表明書、技術提案書等の内容について、別添「評価シート」に基づき、北秋田市プロポーザル方式等による事業者選定実施要綱第8条による選定委員会（以下「選定委員会」という。）が評価し、評点の高いものから受託候補者及び次点者各1名を選定する。

なお、同一の得点が2者以上となった場合は、提案見積書の金額が低い者を上位とする。

審査結果については、参加者全員に文書で通知する。なお、審査結果に関する問い合わせ、審査請求は受理しない。

11 契約について

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、随意契約により締結するものとする。その際には、特定された者は改めて見積書を提出するものとする。

また、契約書は北秋田市で作成する。

なお、協議が整わない場合は、次点者と協議を行う場合がある。

12 業務実施上の条件

本業務の再委託をしてはならない。また、参加表明書および技術提案書に記載した配置技術者は、原則として変更することができない。

13 提案の無効

参加表明書又は技術提案書が次の条件の一つに該当する場合は無効とする。

- ・提出方法、提出先、受領期限に適合しないもの。
- ・記入上の注意事項に示された条件に適合しないもの。
- ・記入すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ・虚偽の内容が記載されているもの。
- ・その他、選定委員会が本実施要領に違反すると認めたもの。

1.4 その他の事項

- ① 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は円とする。
- ③ 提出された参加表明書及び技術提案書は、技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定以外に無断で使用しないものとする。
- ④ プロポーザルの結果、特定された者を公表する。また、提出された技術提案書は公平性、透明性、客観性を期すため公表することがある。
- ⑤ 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え、再提出は認めない。
- ⑥ その他
 - ・ 提出期限までに参加表明書が到着しなかった場合は、参加表明者になることができない。
 - ・ 参加表明者が1名であっても、技術提案書の評価を行い、受託候補者として適当でないと思われる場合には、受託候補者として特定しない場合がある。
 - ・ 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。
 - ・ 提出された書類は、特定するための審査・選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
 - ・ 提出された書類等は返却しない。
 - ・ 技術提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく無断で公表及び使用してはならない。
 - ・ 現地視察を行う場合は、必ず担当部局へ連絡すること。